

考えよう！農業の未来の姿を…

「人・農地プラン」から『地域計画』へ

●地域計画とは

将来の農業や農地利用の姿についての話し合いを行い、地域農業の将来の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として、農業を担う者ごとに利用（耕作）する農用地等を示した地図（以下「目標地図」といいます。）などを明確にする設計図です。

この地域計画は、令和6年度末までの策定が義務付けられており、おおむね10年後の将来の目指すべき農業の姿について取りまとめることとされています。

	人・農地プラン（これまで）	地域計画（これから）
目的	中心経営体に農地を集積していく将来方針を定める	地域農業や農地利用の将来の在り方の目標を定める
主人公	中心経営体	農業を担う者＝担い手 ＋多様な経営体 ＋受託を受けて農作業を行う者
ゴール	中心経営体に農地を集積していく将来方針を文章化	農業を担う者ごとに利用する農用地等を地図（目標地図）に示す

●地域計画の進め方

- ①担い手の皆さんの意向を確認するため、意向調査を実施します。
- ②農地所有者については、「人・農地プラン」作成時におけるアンケート調査結果を基に意向調査を実施します。
- ③調査結果をシミュレーション（反映）した地図（目標地図の素案）を基に、地域の皆さんで地域の農業の方針（今後も耕作する農地、作物等）を話し合います。また、10年後に「誰が」「どの農用地」を耕作するか、皆さんで目標地図を作成します。
- ④皆さんで作成した「地域計画」を市が公表します。

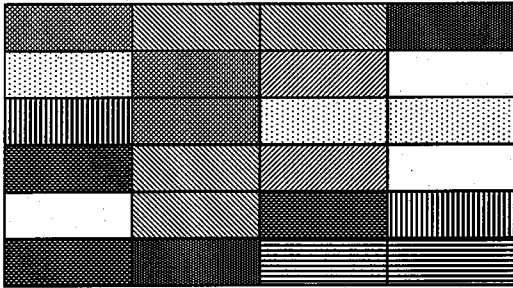
地域計画や目標地図に登載された担い手の方を、農用地の貸し付けや補助事業で支援します。

※令和7年3月で基盤強化法（相対）による新たな農地契約はできなくなり、令和7年4月から契約方法が農地法と農地バンク法（農地中間管理機構の手続き）の2種類となります。農地バンク法に基づく農地契約を結ぶのは目標地図に登載された担い手のみとなります。（目標地図の担い手は随時追加・変更が可能です）

<詳しくは「妙高市農業委員会事務局」まで 電話0255-74-0030（直通）>

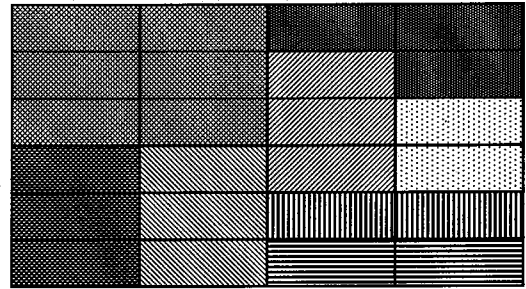
●目標地図のイメージ

<現状>



点在した農地や誰が耕作するか決まっていない農地があります

<目標>



各農地を担う農業者を決め、まとまりのある農地で営農する在り方を示します

●スケジュール

令和5年10月～

意向調査の実施

令和5年12月～

協議の場の設置

- ▶目標地図の素案の検討・修正・確認
- ▶農地区域と保全管理区域のすみ分けの検討・確認
- ▶地域の将来像についての話し合い・合意形成
(関係団体やJA等の役割、営農形態など)
- ▶保全管理区域での取組内容の検討・確認

令和6年12月～

地域計画(案)の説明会の開催

令和7年3月～

地域計画・目標地図の公表

【問い合わせ】

妙高市農林課農業振興係

電話：0255-74-0027 (直通)

妙高市農業委員会事務局

電話：0255-74-0030 (直通)